

独立行政法人自動車事故対策機構 第5期中期計画

私たち独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）では、国土交通省が実施する、安全・安心な車社会を実現するため、自動車事故被害者の保護の増進及び自動車事故の発生防止に係る対策のうち、事故によって重度後遺障害を負った方等を救済するため、療護施設の設置・運営、介護料の支給及び訪問支援等からなる被害者援護業務を行うとともに、事業用自動車の輸送安全の確保のため、法令で義務づけられている運行管理者に対する講習及び運転者に対する適性診断等の実施業務（以下「安全指導業務等」という。）や安全性能の高い自動車の普及促進を図る自動車アセスメント情報提供業務を実施しております。これらの業務を一体的に実施し、安全・安心な車社会を実現する役割を担っております。

被害者援護業務、安全指導業務等、自動車アセスメント情報提供業務については、安全・安心な車社会の実現のため、今後も引き続き維持しつつ充実強化を図って参ります。

被害者援護業務については、デジタル技術を活用しつつ介護料受給者支援を充実させていくとともに、地域の関係機関・団体等との一層の連携を図り、被害者への相談支援機能を強化していくなど、被害者のニーズ等に適切に対応を進めることとします。

安全指導業務等については、全国津々浦々の自動車運送事業者に対し、効率的・効果的にサービスが行き渡るようにする必要があり、その際、人との接触機会回避のニーズの高まり、ICT 技術の進展、事業用自動車運転者の高齢化の進展等に適切に対応を進めることとします。

自動車アセスメント情報提供業務については、安全な自動車の普及や交通事故被害者の更なる削減を図るため、自動車技術の進展に対応した自動車アセスメント情報の提供を図って参ります。

さらに、法人の長の適切なマネジメントの下、組織風土（カルチャー）改革に努め、コンプライアンスの遵守をはじめとした内部統制の充実・強化とともに、職員の人材開発を通じて、独立行政法人に課せられた使命に対し、組織一丸となって応えて参ります。

これらの役割を果たし、国土交通大臣の定めた中期目標（令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間の目標）を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条に基づく計画を以下のとおり定めます。

なお、私たちは、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、独立行政法人として担うべき業務を念頭において、業務の質を確保しつつ業務を効率的に運営することに努めます。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

(1) 安全指導業務等

- ① 全国に存在する自動車運送事業者に対し、全支所を通じて、一律かつ質の高い指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供します。

あわせて、効果を検証しつつ、非対面・遠隔の方式による指導講習・適性診断の充実を図るほか、インターネット適性診断システムの契約事業者等（注1）による支所以外での一般診断受診者の割合を中期目標期間の各年度において55%以上とする等、ICT技術の活用によるユーザーの利便性の向上と業務運営の効率化を図ります。

また、これまで蓄積した知見等を活用して新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により、安全指導業務の一層の充実を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運行の安全確保への活用度を評価し、事業者等に対する5段階評価の調査において、中期目標期間の年度毎に4.00以上とします。

（注1）「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

- ② 引き続き、指導講習及び適性診断（以下「安全指導業務」という。）の実施に参入を希望する民間団体等に対し、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習教材の頒布やナスバネット（適性診断システム）の提供などにより、認定取得を支援します。

また、参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに指導講習用テキスト頒布数250,000冊以上、ナスバネット提供数260,000件以上とします。

- ③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る運輸安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構(ISO)の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格(ISO 39001)に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、運輸安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。

これらの施策を実施することにより、自動車運送事業者の運輸安全マネジメント制度の浸透・定着による自動車事故防止への活用度を評価し、事業者等に対する5段階

評価の調査において、中期目標期間の年度毎に 4.00 以上を目指します。

- ④ 国の安全対策への対応として、高齢運転者による事故防止対策等の一層の強化のため、加齢変化による影響等を考慮した新たな適性診断の測定項目の検討を進めるほか、安全指導業務等の体制を確保しつつ、国の安全対策に応じた事故防止対策を着実に実施します。

また、国の施策に基づき、関係機関・団体等が行う自動車運送事業者等の安全性向上に関する取組について、団体等の要請に応じ、全国に支所を有する体制、機構の専門性やノウハウ、人材面の強みを活かした支援を実施します。

(2) 療護施設の設置・運営

- ① 療護センターにおいては、ワンフロア病棟システム（注 2）、プライマリーナーシング（注 3）や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化による再生医療等の新たな医療技術の導入・研究、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）（注 4）」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。

また、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策や、今後に可能性のある東北療護センターの運営委託先の隣接病院の移転等の環境変化に際し、引き続き質の高い治療・看護が維持されるよう適切な環境整備をします。

（注 2）「ワンフロア病棟システム」とは、病棟を 1 つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。

（注 3）「プライマリーナーシング」とは、1 人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。

（注 4）遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準をいう。

- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

- ③ 委託病床のうち一貫症例研究型委託病床においては、引き続き急性期～慢性期まで連続した治療・リハビリの臨床研究を進め、遷延性意識障害者のための治療・看護・リハビリの検討、改善を行い、ガイドラインの策定に向けた検討を行うほか、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行います。

- ④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。

あわせて、療護施設全体の今後のあり方については、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、関係者の意見・ニーズ及び新たな技術の向上を踏まえつつ、療護施設で提供する「サービスの充実」について検討します。

さらに、経年劣化の著しい千葉療護センターの老朽化対策の検討にあたっては、遷延性意識障害者が安心して利用できる環境を整備しつつ、最も経済的かつ効率的な方法による対策を講じていくことを前提に、「リハビリの充実」等、時代によって変化する利用者等からのニーズを的確に踏まえた最適な機能強化を講じるよう検討します。

- ⑤ 以上の取組により治療改善効果を高め、療護施設の退院患者における遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）を用いた入院時スコアの平均値から退院時スコアの平均値の差を、中期目標期間の年度毎に 12.5 点以上に維持します。

- ⑥ 療護施設で得られた知見・成果については、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 55 件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

- ⑦ 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー（注 5）、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れを図るとともに、一部の療護センターにおける短期入院時のリハビリの実施を検討します。

（注 5）「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職をいう。

- ⑧ 国土交通省が実施する調査研究事業に協力するとともに、当該調査研究事業の結果を踏まえ、国と連携し、重度脊髄損傷者が十分な治療・リハビリテーションを受けられる環境整備を図ります。

（3）介護料の支給等

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。あわせて、被害者救済を充実させること及び介護料受給者やその家族（以下「介護料受給者等」という。）を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。

また、新型コロナウイルス感染症対策及び今後のデジタル化対応に向け、訪問支援のリモート化を採り入れつつ、必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析やその共有により、介護料受給者等への支援のニーズの把握を進め、相談対応や情報提供を目的とする訪問支援の質の維持・向上に努めます。

なお、毎年度の訪問支援実施割合については、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持するとともに、当年度の介護料受給資格者（以下「新規認定者」という。）に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。

- ② 国と連携しつつ、介護料受給資格者（利用者）及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）へ短期入院することや短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。

また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。

- ③ 介護料受給資格者等の相互間の情報交換や交流のために介護料受給者等が参加する交流会を毎年度全支所において1回以上開催します。

また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、国と連携して適時更新し、充実した情報提供を行います。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。

- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上

とします。

(4) 自動車事故被害者等への相談対応及び情報提供の充実等

- ① 自動車事故被害者及びその家族、遺族の置かれている状況に対する理解をさらに深めるため、これらの者を構成する団体（以下「被害者・遺族団体」という。）との交流をさらに進めるとともに、全支所において、地方公共団体や障害者福祉関係団体との連携を図り、自動車事故被害者等のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るほか、自動車事故被害者等への情報提供の充実に取り組みます。

また、国土交通省が選定する自動車事故被害者等への相談対応を実施している被害者・遺族団体に対し、相談対応にかかる費用を支援します。

さらに、専門的かつ高度な業務を実施する被害者支援専門員（コーディネーター）の養成をさらに進め全支所への配置を目指し、被害者支援専門員養成研修の修了者を令和2年度末全職員の50%以上とします。

- ② 自動車事故被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を的確に行います。

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。

- ② 健全な育成に資するよう、交通遺児等のニーズを把握し、必要に応じて見直しを図り、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的、かつ効率的に実施します。

なお、交通遺児家族等同士の交流会の実施件数について、会員の存在する支所において年2回以上とします。

- ③ 以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。

- ④ 適時適切な債権管理を行うために、早期の折衝や返還義務の周知徹底などを的確に実施し、債権保全・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図ります。

- ⑤ 適切な債権保全・回収を行うことにより、回収率90%以上を確保します。

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

- ① 公正な自動車アセスメント情報提供業務を効率的かつ効果的に実施することにより、

ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。

特に、評価結果をよりわかりやすく発信するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した車両全体としての総合評価を実施します。

- ② 国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、交差点における被害軽減ブレーキ、通信を利用した衝突回避支援技術、歩行者に対するペダル踏み間違いによる急発進抑制装置、前面衝突時の加害性を考慮した乗員保護、先進的脚部インパクトを使用した歩行者脚部保護などの評価方法の策定のための検討を行います。

また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。

- ③ 以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において80%以上となるようにします。

- ④ 自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選べるよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ、SNS等において分かりやすく表示するとともに、新たな情報提供方法なども活用した広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。

同様に、予防安全装置やチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、パンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。

なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数50件以上とします。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改善の取組

- ① 事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。
- ② 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で15%以上削減します。

③ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、令和3年度比で10%以上削減します。

④ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続きによる適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。

具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取組や毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式へ移行します。

また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取組を設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース（注6）により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注6）「タスクフォース」とは、外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

（2）業務のデジタル化及びシステムの最適化

情報システムの整備及び管理については、デジタル技術の的確な利活用により利用者の利便性の向上や法人の業務運営の効率化が実現されるよう、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行います。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙のとおり

（2）財務運営の適正化

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）の改

訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化基準の単位としての業務毎に予算と実績の管理を行います。

また、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

(3) 自己収入等の拡大

療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協し、外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。

(4) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を1,400百万円とします。

5. 不要財産または不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

7. 剰余金の使途

利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体

制の整備を行います。また、コンプライアンス推進のための専従の部署と、各主管支所に配置している次長（業務適正化及び人材育成担当）や関連部署との連携により、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止、リスク情報の報告・分析・再発防止策の策定や共有、継続的なルールの見直し、関連の研修の実施等、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。

さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。また、現場からの業務改善提案制度を運用すること等により、業務の改善や風通しの良い組織づくりに努めます。

（２）情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（令和３年９月２８日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。

（３）施設及び設備に関する計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設及び設備の内容	予定額（百万円）
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	2, 4 1 7

〔注記〕 施設及び設備の内容、予定額については、本中期計画策定時点で想定可能な見込みであり、千葉療護センターの老朽化対策や東北療護センターの環境変化に伴う対策など、中期計画を実施するために必要な業務を勘案した施設等の建替えや大規模改修等の追加・変更をすることもある。

(4) 人事に関する計画

給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取組を踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表します。

(5) 人材の活用

産業カウンセラー、介護職員初任者研修等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに将来を担う職員の資質向上のため、「NASVA 人材育成方針」を随時改定しつつ、各階層に応じた必要な専門知識の取得、ニーズに応じた研修の充実、また職員の個別の状況を踏まえた育成計画の策定により職員の資質向上・ノウハウの取得を促進するなど育成強化を図ります。さらに、多様な経験・研鑽による人材育成、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用することにより、人材の有効活用を図ります。

これらの取組が有効に行われるよう、人材の開発・推進に専従する部署と主管支所に配置した次長（業務適正化及び人材育成担当）や関係部署との連携により実施していきます。

(6) 自動車事故対策に関する広報活動

機構の業務を広く国民に知ってもらうため、事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施します。

これまで実施してきた広報活動における好事例等のポイントを集約・解説した広報ガイドラインを作成し、組織内において水平展開することによって、ノウハウの活用を図り、広報活動の質の向上を図るとともに、関係機関に対し、全国均一の働きかけを推進します。

交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動に加えて、SNS の効果的な運用、テレビ・新聞・ラジオ等のメディアを活用した広範な広報活動等を積極的に実施し、さらに、当機構の各事業が連携して広報活動を実施することにより、当機構の認知度のさらなる向上に積極的に努めます。

特に、被害者支援の啓発のために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。

さらに、被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないよう、ホームページや SNS、パンフレットによる周知の他、地方公共団体、警察、損害保険会社、医療機関等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行います。

(7) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）第 15 条第 1 項に規定する積立金の用途

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）第 15 条第 1 項の規定

に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 13 条に規定する業務の運営の使途に充てます。

自動車事故対策機構 中期計画予算 (令和4年度～令和8年度)

○ 予算

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント 情報提供業務	法人共通	合 計
収入					
政府借入金	0	0	0	0	0
運営費交付金	4,536	27,537	6,950	5,795	44,817
施設整備費補助金	0	2,417	0	0	2,417
政府補助金	0	21,325	0	0	21,325
回収金等収入	0	1,712	0	0	1,712
業務収入	11,378	0	0	0	11,378
その他収入	504	0	10	75	589
計	16,417	52,992	6,960	5,870	82,239
支出					
人件費	8,503	2,752	634	4,820	16,708
業務経費	4,345	45,405	6,165	0	55,914
施設整備費	0	2,417	0	0	2,417
一般管理費	3,570	701	162	1,050	5,483
貸付金	0	68	0	0	68
借入金償還	0	1,888	0	0	1,888
計	16,417	53,231	6,960	5,870	82,478

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 13,693 百万円を支出する。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費のうち、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別添のとおり。

[注記]

- 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。

自動車事故対策機構 中期計画予算 (令和4年度～令和8年度)

○ 収支計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント 情報提供業務	法人共通	合 計
費用の部	16,389	49,891	6,964	6,040	79,283
經常費用	16,389	49,888	6,964	6,040	79,281
人件費	8,503	2,752	634	4,820	16,708
業務費	4,162	45,870	6,165	0	56,197
管理関係業務費	3,722	1,262	165	1,220	6,369
一般管理費	3,485	673	155	1,012	5,325
減価償却費	237	589	10	208	1,044
財務費用	2	5	0	0	7
支払利息	2	5	0	0	7
臨時損失	0	2	0	0	2
固定資産除却損	0	2	0	0	2
収益の部	16,390	49,728	6,964	6,040	79,121
運営費交付金収益	3,879	27,468	6,943	5,757	44,047
政府補助金	0	21,325	0	0	21,325
業務収入	11,378	0	0	0	11,378
その他収入	504	355	10	75	944
資産見返運営費交付金戻入	629	578	10	200	1,418
資産見返補助金戻入	0	0	0	0	0
資産見返寄附金戻入	0	1	0	8	9
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	▲163	0	0	▲162
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3	518	0	30	551
総利益	3	355	0	30	388

(注1) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

(注2) 運営費交付金収益には賞与引当金見返に係る収益及び退職給付引当金見返に係る収益を含んでいる。

自動車事故対策機構 中期計画予算 (令和4年度～令和8年度)

○ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	安全指導業務等	被害者援護業務	自動車アセスメント 情報提供業務	法人共通	合 計
資金支出	16,458	54,831	6,963	6,462	84,715
業務活動による支出	16,276	50,377	6,963	5,735	79,350
投資活動による支出	0	2,458	0	158	2,616
財務活動による支出	182	1,898	0	0	2,080
次期中期目標の期間への繰越金	0	98	0	570	669
資金収入	16,421	53,673	6,960	7,662	84,715
業務活動による収入	16,421	50,586	6,960	5,870	79,836
運営費交付金による収入	4,536	27,537	6,950	5,795	44,817
政府補助金による収入	0	21,325	0	0	21,325
業務収入	11,381	1,712	0	0	13,093
その他収入	504	11	10	75	601
投資活動による収入	0	2,417	0	0	2,417
施設整備費による収入	0	2,417	0	0	2,417
財務活動による収入	0	0	0	0	0
政府借入金による収入	0	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	670	0	1,792	2,462

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合がある。

第5期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金 = 人件費 + 一般管理費 + 業務経費 - 自己収入

1. 人件費 = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額 = 基準給与総額 ± 新陳代謝所要額 + 退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分 + 前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額 - 前年度退職者の給与総額のうち平年度化額 - 当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）+当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）+当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：中期計画期間中は0.97として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：中期計画期間中は0.98として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計